平成２２年（フ）第５５４号
大分市須賀２丁目５番34号　九州電力株式会社志村寮内、住民票上の住所大分市牧３丁目４番12号　アリュール牧112
債務者　川野　敏英
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月31日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２４３号
富山市粟島町１丁目19番30号、前住所富山市東石金町８番４―403号　県営住宅
債務者　竹林　浩一
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鍋谷　博志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４号
静岡市駿河区大谷3160番地の12
債務者　芹澤　晴美
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝倉　　保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月23日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１号
愛知県豊橋市新栄町字大溝39番地　Ｃ―102
債務者　林　　克行
1　決定年月日時　平成23年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺部　光敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月６日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１７号
長崎県島原市有明町湯江甲477番地
債務者　吉田　哲雄
1　決定年月日時　平成23年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　良尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月10日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第１８号
長崎県島原市有明町湯江甲477番地
債務者　吉田　和美
1　決定年月日時　平成23年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　良尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月10日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２１９９号
札幌市豊平区月寒東２条７丁目15番１号　コーポエルム201号
債務者　柳田　　裕
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２００号
札幌市豊平区月寒東２条７丁目15番１号　コーポエルム201号
債務者　柳田　禮子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７６５号
札幌市北区篠路８条６丁目13番10―501号
債務者　小林　英明
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７６６号
札幌市北区篠路８条６丁目13番10―501号
債務者　小林　浩子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９８１号
札幌市南区石山２条６丁目７番58号　グローバルソフィール16号館105号
債務者　滝澤　吉徳
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９８２号
札幌市南区石山２条６丁目７番58号　グローバルソフィール16号館105号
債務者　滝澤　陽子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９９６号
北海道千歳市末広７丁目８番３号
債務者　須藤　多人
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０６２号
札幌市西区琴似４条２丁目５番７―101号
債務者　角居　千春
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１１２号
札幌市厚別区青葉町５丁目１番２―202号
債務者　本間　裕子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１２３号
北海道江別市見晴台23番地の12　シティハイム見晴Ａ202
債務者　工藤　理絵
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１３５号
札幌市東区北10条東８丁目１番９―1208号
債務者　山本恵美子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１３９号
北海道千歳市大和２丁目１番７号
債務者　神　　由一
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部